

# 議 事 録

令和5年1月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

# 令和5年第1回山鹿市農業委員会総会議事録

令和5年1月5日(木)13時26分から14時29分 山鹿市役所 4階 401会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 多久 正光	2番 守川 千穂	3番 森 喜代輝	4番 長曾我部 徹
5番 徳丸 誠次郎	6番 稲葉 和弘	7番 廣田 幸徳	8番 米岡 一利
9番 光永 太	10番 志方 精之	11番 廣松 久喜	12番 田中 春雄
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：入江 智紀 局長補佐：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：坂口 美治  
農政係長：富田 和貴 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

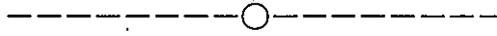
5. 議題

議案第1号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第2号	農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第3号	農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請
議案第4号	農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第5号	農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第6号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第7号	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（農地中間管理機構）
議案第8号	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第9号	農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第1号	農地法第3条第3の規定による届出
報告第2号	農地法第5条第1項の規定による届出

## 1. 開 会

○隈部副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。



## 2. 会長挨拶

○事務局長（入江智紀君）

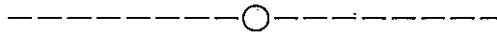
皆さんこんにちは。本日の総会は、委員14名中、全員の出席となりますので、山鹿市農業委員会会議規則第7条の規定により、総会が成立することをご報告します。

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第5条の規定により議事の進行をお願いいたします。

○会長（坂本照子君）

（挨拶）

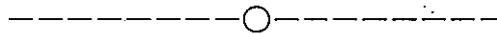
ただ今から、令和5年第1回総会を開会致します。



## 3. 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、1番：多久正光委員、2番：守川千穂委員にお願いいたします。



## 4. 議 事

○議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請です。

提案番号1番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅隣りであることから耕作便利によるものです。

調査内容については、調査書1ページ記載のとおりです。

提案番号2番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査内容については、調査書2ページ記載のとおりです。

提案番号3番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査内容については、調査書3ページ記載のとおりです。

提案番号4番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、新規就農です。  
調査内容については、調査書4ページ記載のとおりです。

提案番号5番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査内容については、調査書5ページ記載のとおりです。

提案番号6番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の居宅予定地隣りであることから耕作便利によるものです。  
調査内容については、調査書6ページ記載のとおりです。

提案番号7番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査内容については、調査書7ページ記載のとおりです。

提案番号8番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査内容については、調査書8ページ記載のとおりです。

提案番号9番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査内容については、調査書9ページ記載のとおりです。

提案番号10番、申請地及び申請人は記載の通りです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査内容については、調査書10ページ記載のとおりです。

提案番号11番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査内容については、調査書11ページ記載のとおりです。

提案番号12番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査内容については、調査書12ページ記載のとおりです。

提案番号13番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査内容については、調査書 13 ページ記載のとおりです。

提案番号 14 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査内容については、調査書 14 ページ記載のとおりです。

提案番号 15 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査内容については、調査書 15 ページ記載のとおりです。

提案番号 16 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、新規就農です。  
調査内容については、調査書 16 ページ記載のとおりです。

提案番号 17 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、新規就農です。  
調査内容については、調査書 17 ページ記載のとおりです。

提案番号 18 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、新規就農です。  
調査内容については、調査書 18 ページ記載のとおりです。

提案番号 19 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査内容については、調査書 19 ページ記載のとおりです。

提案番号 20 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査内容については、調査書 20 ページ記載のとおりです。

提案番号 21 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査内容については、調査書 21 ページ記載のとおりです。

提案番号 22 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、贈与によるものです。  
調査内容については、調査書 22 ページ記載のとおりです。

提案番号 23 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、規模拡大によるものです。  
調査内容については、調査書 23 ページ記載のとおりです。

提案番号 24 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の自宅隣りであることから耕作便利によるものです。  
調査内容については、調査書 24 ページ記載のとおりです。

提案番号 25 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査内容については、調査書 25 ページ記載のとおりです。

提案番号 26 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。  
調査内容については、調査書 26 ページ記載のとおりです。

提案番号 27 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。  
譲受理由は、隣接地取得によるものです。  
調査内容については、調査書 27 ページ記載のとおりです。  
以上の 27 件は、許可相当と判断しております。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 1 番から 6 番を北部地区担当委員

6 番（稲葉和弘君）

提案番号 1 番から 6 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 7 番から 18 番を南部地区担当委員

10 番（志方精之君）

提案番号 7 番から 18 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 19 番から 27 番までを東部地区担当委員

2 番（守川千穂君）

提案番号 19 番から 27 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 16 番の譲受人の譲受理由が新規就農者と記載されていますが、Uターンの方ですか。また、以前の職業は何をされていた方ですが。

○議長（坂本照子君）

志方委員説明をお願いします。

10番（志方精之君）

現在の職業は、公務員ですが、退職された後、父から農地を譲り受けて農業を始められると伺っております。

○議長（坂本照子君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

他に発言は、ありませんか。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第2号、農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請です。

提案番号1番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、農業者年金再設定によるもので、10年の使用貸借権設定です。

調査内容については、調査書28ページ記載のとおりです。

提案番号2番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、新規就農によるもので、10年の貸借権設定です。

調査内容については、調査書29ページ記載のとおりです。

提案番号3番、申請地及び申請人は記載のとおりです。

借受理由は、新規就農によるもので、9年9か月の貸借借権設定です。  
調査内容については、調査書30ページ記載のとおりです。  
以上の3件は、許可相当と判断しております。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号1番から2番を南部地区担当委員

9番（光永太君）

提案番号1番から2番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号3番を東部地区担当委員

1番（多久正光君）

提案番号3番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

13番（隈部誠一君）

提案番号2番の借受人の住所が熊本市ですが、耕作するうえで支障はないですか。

○議長（坂本照子君）

光永委員説明をお願いします。

9番（光永太君）

本人に確認した際、実家が山鹿市内にあるため、そこを拠点に耕作される計画のため、支障はないと考えます。

○議長（坂本照子君）

他に発言は、ありませんか。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第2号は原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第2号は原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第3号、農地法第3条の規定による区分地上権設定転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第3号、農地法第3条の規定による区分地上権設定転用許可申請です。

本議案は、営農型太陽光発電施設の設置事業に伴い、太陽光パネルを設置する農地の上空部分に区分地上権を設定するものです。なお、事業内容については、議案第5号にて説明いたします。

提案番号1番及び提案番号2番は同一事業によるものなので一括してご説明いたします。

申請地及び申請人は39ページ及び40ページに記載のとおりです。

設定期間はいずれも3年間です。

調査内容については、調査書31ページ及び32ページに記載のとおりです。

以上の2件は、許可相当と判断しております。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号1番から2番を東部地区担当委員

1番（多久正光君）

提案番号1番から2番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

6番（稲葉和弘君）

提案番号1番から2番の設定期間が3年となっておりますが、採算はとれるのですか。

1番（多久正光君）

営農型太陽光発電施設を設置する費用は高額になるので、設定年数3年では短いと思い、現地調査の時に事務局に質問したところでした。事務局からは、設定した年数は、順次更新する旨の説明がありました。

○事務局（北原薫君）

通常の太陽光発電と違って、営農型太陽光発電は、設定期間が3年間の一時転用扱いとなっております。また、営農状況を確認するために、毎年、作付状況を報告するよう義務付けられており

ます。期間が満了した場合には、再度申請を行い、新たな期間の設定を行う事となっています。

6番（稲葉和弘君）

以前、営農型太陽光発電の申請がありましたが、その時の作物は、何でしたか。

13番（隈部誠一君）

今回の申請も同じ法人で、以前は、アシタバを作付する事で申請が出ていましたが、今回は、サカキを植栽される計画です。

○議長（坂本照子君）

他に発言は、ありませんか。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第3号は原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第4号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案4号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号1番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は造園業を営む個人で、隣接地において苗木を育てるため、その利便の確保のため、申請地の畑187㎡を事務所兼車庫として転用する案件です。

調査内容については、調査書34ページに立地基準を、35ページに一般基準記載のとおりです。

提案番号2番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載の通りです。

転用者は個人で、申請地の田185㎡を駐車場として転用する案件です。

調査内容については、調査書36ページに立地基準を、37ページに一般基準記載のとおりです。

以上の2件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号1番を南部地区担当委員

5番（徳丸誠次郎君）

提案番号1番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

提案番号2番を東部地区担当委員

13番（隈部誠一君）

提案番号2番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりでございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第5号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案第5号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号1番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑550㎡を取得し、一般個人住宅に転用する案件です。なお、申請地は、既に事業に着手されており、その経緯について始末書の提出がなされています。

調査内容については、調査書38ページに立地基準を、39ページに一般基準記載のとおりです。

提案番号2番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田426㎡を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。

調査内容については、調査書40ページに立地基準を、41ページに一般基準記載のとおりです。

提案番号3番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田4筆計2,161㎡を取得し、アパート及び駐車場として転用する案件です。なお、申請地の一部はすでに駐車場として利用されており、その経緯については始末書の提出がなされています。

調査内容については、調査書 42 ページに立地基準を、43 ページに一般基準記載のとおりです。

提案番号 4 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 207 m<sup>2</sup>を取得し、申請者が経営するレストランの駐車場を拡張する案件です。

調査内容については、調査書 44 ページに立地基準を、45 ページに一般基準記載のとおりです。

提案番号 5 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑 5 筆計 1,445 m<sup>2</sup>を取得し、みかん貯蔵庫及び選果場として転用する案件です。

調査内容については、調査書 46 ページに立地基準を、47 ページに一般基準記載のとおりです。

提案番号 6 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑 3 筆計 2,248 m<sup>2</sup>を取得し、アパート 2 棟に転用する案件です。なお、申請地の一部に牛舎が建築されており、その経緯については始末書の提出がなされています。

調査内容については、調査書 48 ページに立地基準を、49 ページに一般基準記載のとおりです。

提案番号 7 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑 146 m<sup>2</sup>を取得し、駐車場として転用する案件です。なお、申請地はすでに駐車場として利用されており、その経緯について始末書が提出されていますので追認となります。

調査内容については、調査書 50 ページに立地基準を、51 ページに一般基準記載のとおりです。

提案番号 8 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の畑 2 筆計 5,305 m<sup>2</sup>のうち 1.35 m<sup>2</sup>に賃貸借権を設定し、営農型太陽光発電施設を設置する案件で、3 年間の一時転用です。パネルの下部の農地では土地所有者とその家族がサカキを作付けする計画です。

調査内容については、調査書 52 ページに立地基準を、53 ページに一般基準記載のとおりです。

以上の 8 件は、それぞれの基準を満たしており、許可相当と判断しております。

○議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 1 番を北部地区担当委員

4 番（長曾我部徹君）

提案番号 1 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（坂本照子君）

提案番号 2 番から 7 番を南部地区担当委員

3番（森喜代輝君）

提案番号2番から7番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号8番を東部地区担当委員

1番（多久正光君）

提案番号8番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

1番（多久正光君）

提案番号1番は、現地写真では、工事が始まっているように見受けられますが、何か理由はあるのでしょうか。

○事務局（北原薫君）

事務局で現地調査を行った際、譲受人と設計会社との間で、許可に関して行き違いがあつて、造成工事を始められていたので、地元の農業委員さんと協議をした結果、始末書の添付と併せて許可が下りるまで、工事をストップしてもらっております。

○議長（坂本照子君）

多久委員よろしいですか。

1番（多久正光君）

了解しました。

3番（森喜代輝君）

提案番号8番は、営農型太陽光発電の申請ですが、契約期間3年となっておりますが、地主が最初の3年で、次回以降を契約しないとなった場合、撤去することになるのか。

○事務局（北原薫君）

営農型太陽光発電の転用については、一時転用扱いとなっております。

契約期間については、一般的には3年と規定されており、耕作放棄地や認定農業者等の担い手が計画者の場合に限り10年となっております。

期間が満了する前に、更新のために、申請を繰り返す事になりますが、現状としては、一度設置したら、更新を繰り返していくような流れとなっております。また、年に1回、作付作物の状況報告をするように規定されており、また、作付作物の変更は可能となっております。

また、申請時には、事業計画の中に、撤去の費用までを計上するようになってはいますが、現実的には、事前に契約を交わしているため、質問にあるような、地主からの返還はないと思っております。

撤去になる事もあるものと考えます。

○議長（坂本照子君）

稲葉委員よろしいですか。

6番（稲葉和弘君）

了解しました。

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（一法師進君）

議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます

提案番号1番から提案番号4番までの申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

いずれの案件も12月22日に売買会議を開催し、内容の確認を行っております。

以上の4件は、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案第7号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）でございます。

今回の利用権設定は、新規設定3件、その面積は13,347㎡でございます。

提案番号1番から提案番号3番までの申請地、申請人、契約内容については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、1番は水稻・大豆・麦、2番から3番は大豆・麦、を作付け予定でございます。

調査内容については、調査書54ページから56ページ記載のとおりです。

以上の1件は、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（富田和貴君）

議案第8号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が8件、再設定が22件でその面積は、104,919㎡でございます。

提案番号1番から30番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容については、1番から6番は水稻・粟、7番～8番はスイカ・水稻・ナス、9番から11番は水稻、12番は飼料作物、13番から16番はタバコ・WCS・水稻、17番は大豆・大麦、18番～19番は水稻、20番～21番は水稻・スイカ・菊、22番は水稻・野菜、23番から25番は水稻、26番は菊・メロン、27番～28番は水稻、29番～30番は水稻・タバコを作付け予定でございます。

調査内容につきましては、調査書57ページから76ページに記載のとおりです。

以上の30件は、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしてお

ります。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

次に、議案第9号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（坂口美治君）

議案第9号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号1番の土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。

現地の状況につきましては、別紙2 現地写真の21ページに掲載のとおりとなっております。

周囲を山林に囲まれた山間地にある農地で、雑木等が繁茂しており、今後も、農業上の利用の増進が見込まれない農地であるため、再生困難と判断しております。

以上、1件でございます。

○議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

#### 4. 報告

○議長（坂本照子君）

次に、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

ます。

○事務局（坂口美治君）

報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について報告いたします。

令和4年11月に届出がありました件数は10件、筆数の合計は78筆、面積の合計は83,478㎡でございます。詳細につきましては、75ページに記載のとおりでございます。

なお、130番は、あっせんを希望されていますので、担当地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員さんで、農地のマッチングをしていただく事になりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願ひします。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第1号は終わります。

次に、報告第2号、農地法第5条第1項の規定による届出について、事務局から説明を願ひします。

○事務局（坂口美治君）

報告第2号、農地法第5条第1項の規定による届出について報告いたします。

令和4年11月に届出がありました件数は2件、土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用目的はいずれも、携帯電話の基地局でございます。

以上、2件でございます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和5年第1回総会を閉会いたします。

6. 閉 会

○限部副会長（限部誠一君）

ご起立願ひします。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するため、ここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

1番 農業委員

光正 久彦

2番 農業委員

穂千 川守